

新水管第 930 号
平成 23 年 12 月 27 日

新潟市指定給水装置工事事業者 様

新潟市水道局
技術部 管路課長
(担当: 給配水係)

平成 23 年度 指定給水装置工事事業者講習会の開催について (お知らせ)

平素より、本市水道事業の運営につきまして、ご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、標記講習会は、平成 21 年度より日本水道協会新潟県支部で開催しておりますが、今年度については、別添のとおりの開催予定となりました。

当局では、良好な指定給水装置工事事業者の育成および技術力の確保という観点から、この講習会の毎年受講を本市指定給水装置工事事業者に対する指導方針としております。

については、日本水道協会新潟県支部より別途「開催案内」が各指定給水装置工事事業者あて送付されますが、各指定給水装置工事事業者にあっては、確実に受講をしていただけますよう、よろしく申し上げます。

【注意事項】

- (1) 参加会場・会期は、県支部発送の「開催案内」により指定させていただきます。
- (2) 受講者は、給水装置工事主任技術者など、研修内容の周知や教育を実施できる方の受講をお願いします。
- (3) 新潟市指定給水装置工事事業者表彰「給水装置工事部門」にあっては、この講習会に、表彰の前々年度及び前年度の 2 ヶ年にわたり参加のないものは表彰の対象者から除外されることがあります。

平成 23 年度 指定給水装置工事事業者講習会

◎開催概要

	長岡会場	佐渡会場	新潟会場	上越会場
会場	長岡リリックホール (シアター)	佐渡中央文化会館 (アミューズメント佐渡) (小ホール)	新潟ユニゾンプラザ (大研修室)	リージョンプラザ上越 (コンサートホール)
開催日時 と対象者	第 1 回 平成 24 年 2 月 3 日(金) 午前 10 時から <対象> 長岡市、三条市、小千谷市、 加茂市、見附市、出雲崎町に 所在地がある事業者	第 1 回 平成 24 年 2 月 9 日(木) 午後 1 時 30 分から <対象> 佐渡市に所在地がある事業者	第 1 回 平成 24 年 2 月 14 日(火) 午前 10 時から <対象> 新潟市中央区、新潟市江南区、 新潟市西蒲区、新発田市に所 在り地がある事業者	第 1 回 平成 24 年 2 月 16 日(木) 午後 2 時から <対象> 上越市、柏崎市、妙高市、糸 魚川市、刈羽村、富山県、長 野県に所在地がある事業者
	第 2 回 平成 24 年 2 月 3 日(金) 午後 1 時 30 分から <対象> 南魚沼市、十日町市、燕市、 魚沼市、湯沢町、津南町、弥 彦村、田上町、埼玉県、群馬 県に所在地がある事業者		第 2 回 平成 24 年 2 月 14 日(火) 午後 1 時 30 分から <対象> 村上市、阿賀野市、五泉市、 胎内市、阿賀町、関川村、聖 籠町、山形県、大阪府、神奈 川県、宮城県、徳島県に所在 地がある事業者	
			第 3 回 平成 24 年 2 月 15 日(水) 午前 10 時から <対象> 新潟市北区、新潟市東区、新 潟市秋葉区、新潟市南区、新 潟市西区に所在地がある事業 者	
各会場とも開始時間の 30 分前に受付を開始いたします				
講習 内容	講義 給水装置工事の施行に関連した各種法規 (40 分)			
	講義 給水装置の維持管理および事故事例等の紹介 (30 分)			
	講義 水道事業者からの情報提供等 (15 分)			

◎申込方法

平成 23 年 12 月中旬に、新潟県支部事務局から対象事業者あてにご案内と申込書を郵送しますので、必要事項をご記入の上、平成 23 年 12 月 28 日 (水) までに申し込みの手続きを行ってください。

◎受講料

受講料は 1 人、1,200 円 (「指定給水装置工事事業者研修テキスト 2010」の代金込) です。

「指定給水装置工事事業者研修テキスト 2010」を既にお持ちの方は講習会で使用しますので持参してください。その場合は受講料 500 円のみで受講できます。

◎受講料のお支払い

受講料についてはあらかじめ指定口座にお振り込みをしていただくか、講習会当日、受付において現金でお支払いいただくことも出来ます。その場合は釣銭のないようご準備ください。

◎主催者

日本水道協会新潟県支部

〒951-8560 新潟市中央区関屋下川原町 1 - 3 - 3 (新潟市水道局総務課内)

電話 025-232-7364 または 025-232-7314 FAX 025-233-4503